

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定に係る都市計画の案を作成したので、法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成25年5月14日

京都市長 門川 大作

1 地区計画の名称

姉小路界わい地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

京都市中京区下白山町，福長町，油屋町，姉大東町，菊屋町，丸屋町及び木之下町

京都市中京区弁慶石町，中之町，天性寺前町，大文字町，中白山町，松下町，柳八幡町，丸木材木町，大阪材木町，亀甲屋町，東片町，綿屋町，笹屋町，曇華院前町，梅屋町，車屋町及び柵屋町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年5月14日から平成25年5月28日まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。）

5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

6 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効）、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課）、ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。

7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075 - 222 - 3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)